

厚生科学審議会委員名簿

氏名	所属
伊賀 立二	社団法人日本薬剤師会副会長
石井 美智子	明治大学法学部教授
井原 哲夫	尚美学園大学総合政策学部教授
井部 俊子	聖路加看護大学長
今井 通子	株式会社ル・ベルソ一代表取締役社長
岩砂 和雄	社団法人日本医師会副会長
垣添 忠生	国立がんセンター総長
金澤 一郎	国立精神・神経センター総長
岸 玲子	北海道大学大学院医学研究科教授
倉田 毅	富山県衛生研究所長
坂上 恭助	明治大学理工学部教授
坂谷 光則	独立行政法人国立病院機構近畿中央胸部疾患センター院長
坂本 雅子	福岡市顧問・こども総合相談センター名誉館長
澁谷 いづみ	愛知県半田保健所長
水田 祥代	九州大学病院長
高橋 元彰	社団法人全国生活衛生同業組合中央会理事
竹中 登一	アステラス製薬株式会社会長
池主 憲夫	社団法人日本歯科医師会常務理事
永井 良三	東京大学大学院医学系研究科教授
久道 茂	宮城県病院事業管理者
深山 牧子	所沢ロイヤル病院
眞柄 泰基	北海道大学創成科学共同研究機構特任教授
松本 恒雄	一橋大学大学院法学研究科教授
南 砂	読売新聞東京本社編集局解説部次長
宮村 達男	国立感染症研究所長
望月 正隆	共立薬科大学学長
吉森 弘子	生活協同組合東京マイコープ理事長
渡邊 昌	独立行政法人国立健康・栄養研究所理事長

厚生科学審議会運営規程の改正について(案)

(改正理由)

厚生科学審議会に新たに設置された健康危機管理部会においては、テロリズムを含む健康被害発生時に国民の健康を保護するために必要な対策を議題とすることがあることから、危機管理上の理由から会議を非公開とすることも必要と考えている。

そのため、国の安全等に関する情報については、これが害されるおそれのある場合に非公開とできるよう所要の整備を行うものである。

○ 厚生科学審議会運営規程(平成13年1月19日厚生科学審議会決定)新旧対照条文(案)

(下線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>厚生科学審議会運営規程</p> <p>第1～4条 (略)</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第5条 審議会の会議は公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、<u>知的財産権その他個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は国の安全が害されるおそれがある場合には</u>、会長は、会議を非公開とすることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第6～10条 (略)</p>	<p>厚生科学審議会運営規程</p> <p>第1～4条 (略)</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第5条 審議会の会議は公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、<u>又は知的財産権その他個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合には</u>、会長は、会議を非公開とすることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第6～10条 (略)</p>

厚生科学審議会に設置された分科会 及び部会の活動状況について

- 感染症分科会P 1
- 生活衛生適正化分科会P 2
- 科学技術部会P 3
- 疾病対策部会P 5
- 地域保健健康増進栄養部会P 6
- 生活環境水道部会P 9
- 医薬品販売制度改正検討部会P10
- 健康危機管理部会P11

厚生科学審議会感染症分科会

1 所掌事務

厚生科学審議会令（平成十二年政令第二百八十三号）により設置され、所掌事務は以下のとおり。

- 一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する重要事項を調査審議すること。
- 二 検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

2 主な活動状況

(1) 感染症分科会

平成13年5月以降現在まで計29回開催され、平成17～18年度においては、生物テロに使用されるおそれのある病原微生物等の管理体制の確立等を図るため、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）の一部改正に関する審議を行った。また、東南アジア等において、高病原性鳥インフルエンザがヒトに感染し、死亡例が報告されるなど、ヒトからヒトへ感染する新型インフルエンザの発生の危険性が高まっていることから、H5N1型の鳥インフルエンザの状況を踏まえ、インフルエンザ（H5N1）を指定感染症に政令指定することの審議を行った。

(2) 感染症部会

平成13年10月以降現在まで7回開催され、平成17年度において、「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」及び「性感染症に関する特定感染症予防指針」について、少なくとも5年ごとに再検討を加え、必要があるときは、これを変更することとされており、両指針とも5年を経過したことから平成17年3月にエイズ・性感染症ワーキンググループを設置し、改正の審議を行った。

(3) 結核部会

平成13年7月以降平成16年度まで10回開催され、平成17年度～18年度現在においては、開催していない。

厚生科学審議会生活衛生適正化分科会

1 所掌事務

厚生科学審議会令（平成十二年政令第二百八十三号）により設置され、所掌事務は以下のとおり。

- 一 生活衛生関係営業に関する重要事項を調査審議すること。
- 二 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

2 主な活動状況

平成14年2月に第1回が開催され、以降現在まで計10回開催されている。

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の規定により、厚生労働大臣は、業種を指定して、当該業種に係る営業の振興に必要な事項に関する指針（以下「振興指針」という。）を定めることができるとされており、毎年度、業種を指定し振興指針の改正について審議を行っているところである。

なお、平成14年10月に開催された第2回において、生活衛生関係営業を取り巻く環境の変化を踏まえ、振興指針の在り方の抜本的見直しについて検討され、「生活衛生関係営業の振興指針の見直しについての考え方」が取りまとめられた。以後、この考え方により改正が行われており、平成18年度においては、飲食店営業（一般飲食業、中華料理業、料理業及び社交業）及び喫茶店営業の振興指針の改正について審議が行われたところであり、当該改正により17業種すべての振興指針について全部改正が行われることとなる。

また、同法の規定により、厚生労働大臣が指定する業種について、利用者又は消費者の選択の利便を図るため、当該業種に係る営業方法又は取引条件に関する約款（以下「標準営業約款」という。）を定めることができるとされており、平成16年に開催された第7回においては、めん類飲食店営業に関する標準営業約款及び一般飲食店営業に関する標準営業約款についても審議が行われ、同年11月30日に認可された。

（平成17年度）

- 第9回生活衛生適正化分科会（平成17年12月2日開催）
 - （1）分科会会長の選出。分科会会長代理の選出。
 - （2）食肉販売業及び冰雪販売業の振興指針の改正について審議。

（平成18年度）

- 第10回生活衛生適正化分科会（平成18年11月15日開催）

飲食店営業（一般飲食業、中華料理業、料理業及び社交業）及び喫茶店営業の振興指針の改正について審議。

厚生科学審議会科学技術部会

1 所掌事務

疾病の予防及び治療に関する研究その他所掌事務に関する科学技術に関する重要事項を調査審議することを所掌事務として、平成13年1月19日に設置。

2 主な活動状況

(1) 科学技術部会

平成13年2月以降34回開催され、科学技術の進展を踏まえ、厚生労働省の科学研究開発の総括的事項や各種指針の策定及び評価方法等の検討など、科学技術政策の重要事項に関する審議を行っている。

平成18年5月に「厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年6月通知）」及び「ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針（平成18年7月告示）」について総括的な審議を行った。

また、厚生労働科学研究費補助金の成果や研究事業の評価を実施し、毎年度の同研究費の概算要求等に反映させている。

このほか、研究評価方法については、「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針（平成14年8月）」に基づき、研究開発機関が実施した機関評価及びその対応方針について審議を行っている。

現在、研究活動の不正行為への対応に関する指針等について審議を行っている。

(2) 遺伝子治療臨床研究作業委員会

平成13年3月以降42回開催し、実施施設から申請のあった遺伝子治療臨床研究実施計画に関し、主として科学的・倫理的事項について論点整理を行っている。

平成16年度に九州大学病院（閉塞性動脈硬化症、バージャー病）からの新規申請について審議を終了。

平成18年度に自治医科大学附属病院（パーキンソン病）、北里大学病院（前立腺がん）からの新規申請について審議を終了。

現在は、札幌医科大学附属病院（閉塞性動脈硬化症、バージャー病）、岡山大学医学部・歯学部附属病院（前立腺がん）からの新規申請について審議中。

また、申請のあった遺伝子治療臨床研究で遺伝子組換えウイルス等のベクターを使用する場合は、別途、同作業委員会の下に置かれている委員会で、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成16年2月）」に基づき、生物多様性影響の防止の観点から問題が生じないか評価を行っている。

(3) ヒト幹細胞を用いた臨床研究の在り方に関する専門委員会

平成14年1月以降現在まで25回開催し、ヒト幹細胞を用いた臨床研究が適正に実施されるために、研究者及び研究機関が遵守すべき事項について、調査及び審議を行った。

また、この検討結果を踏まえ、平成18年7月には「ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針（平成18年7月告示）」が取りまとめられた。

(6) 今後の中長期的な厚生労働科学研究の在り方に関する専門委員会

平成16年11月から平成17年3月までに5回開催し、今後の中長期的な厚生労働科学研究の在り方について検討を行い、中間報告書の取りまとめを行った。

(7) ヒト胚研究に関する専門委員会

平成17年7月以降現在まで9回開催（平成18年1月以降は文部科学省科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会生殖補助医療研究専門委員会と合同開催）し、ヒト受精胚の生殖補助医療研究目的での作成・利用に関するガイドラインの作成及び研究審査体制の整備に向けて検討を行っている。

(8) 疫学研究指針の見直しに関する専門委員会

平成18年10月以降4回開催し、「疫学研究に関する倫理指針」（平成16年文部科学省・厚生労働省告示第1号）の見直しのための検討を行っている。

厚生科学審議会疾病対策部会

1 所掌事務

特定の疾患（難病、アレルギー等）の疾病対策及び臓器移植対策に関する重要事項を調査審議することを所掌事務として、平成13年1月19日に設置。

2 主な活動状況

(1) 疾病対策部会

平成13年2月23日の第1回会議において、部会長の選出、委員会の設置、部会運営細則等について決議。

(2) 臓器移植委員会

臓器移植に関する専門的事項を調査審議するために設置。

平成13年2月から昨年11月までに24回開催され、臓器提供意思表示カードの取扱い等、臓器移植に関する議題について検討した。

(3) リウマチ・アレルギー対策委員会

リウマチ・アレルギー疾患対策に関する専門的事項を調査審議するために設置。

平成13年4月から平成17年8月までに3回開催され、リウマチ・アレルギー疾患に係わる情報の整理や普及について検討し、平成17年10月に「リウマチ・アレルギー対策委員会報告書」を取りまとめた。

(4) クロイツフェルト・ヤコブ病等委員会

クロイツフェルト・ヤコブ病等に関する専門的事項を調査審議するために設置。

平成13年から昨年2月までに11回開催され、患者の発生状況の確認と報告等を行った。

(5) 難病対策委員会

難病対策に関する専門的事項について調査審議するために設置。

平成13年9月から平成14年7月までに7回開催され、関係団体等からのヒアリングを含め、今日の医療水準に照らした特定疾患治療研究事業の在り方等について議論を重ね、14年8月23日に「今後の難病対策の在り方について(中間報告)」を取りまとめた。

(6) 造血幹細胞移植委員会

造血幹細胞移植に関する専門的事項について調査審議するため設置。

平成14年3月から昨年6月までに28回開催され、現在の造血幹細胞移植の状況の検証及び評価を行うとともに、今後の対策の在り方について検討を行った。

厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会

1 所掌事務

地域保健の向上、国民の健康の増進、栄養の改善及び生活習慣病対策に関する重要事項を調査審議することを所掌事務として、平成13年1月19日に設置。

2 主な活動状況

平成17年2月以降、生活習慣病対策の推進等に関する検討を行っており、平成18年12月までに16回の会議を開催。

具体的には、①健康日本21の中間評価②医療制度改革を踏まえた今後の健診及び保健指導の在り方に関する標準的な健診・保健指導プログラム（暫定版）の策定、③健康づくりのための運動基準2006及び健康づくりのための運動指針2006（エクササイズガイド2006）の策定、④三位一体の改革等を踏まえた国、都道府県、市町村、医療保険者等の責務と役割や、国民健康・栄養調査の在り方等、についてそれぞれ検討を進めてきたところであり、今後も引き続き生活習慣病対策等について対しそれぞれ検討を進めていくこととしている。

○平成17年2月21日

(1) 一次予防施策－「健康日本21」の中間評価－について

- ① 栄養・食生活、② 身体活動・運動、③ 休養・こころの健康、④ 歯の健康
- (2) その他

○平成17年3月24日

- (1) 生活習慣病対策の推進体制について
- (2) その他

○平成17年4月21日

- (1) 厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会におけるこれまでの議論の整理について
- (2) 健康日本21中間評価作業チームによる暫定総合評価について
- (3) 生活習慣病対策の総合的な推進について
- (4) 「健康日本21」中間評価におけるデータ分析（たばこ）について
- (5) 平成15年国民健康・栄養調査結果の速報について
- (6) がん医療水準均てん化の推進に関する検討会報告について
- (7) その他

○平成17年6月3日

- (1) 地域保健対策検討会中間報告について
- (2) 厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会におけるこれまでの議論の整理について
- (3) 平成17年度「禁煙週間」の実施について
- (4) 「健康食品」について
- (5) その他

○平成17年7月11日

- (1) 「健康日本21」代表目標項目の選定について
- (2) 食育基本法の成立について
- (3) 「食事バランスガイド」について
- (4) 「運動所要量・運動指針の策定検討会」の設置について
- (5) その他

○平成17年7月29日

- (1) 「健康日本21」代表目標項目について
- (2) これまでの議論を踏まえた中間とりまとめの骨格について
- (3) 生活習慣病健診・保健指導の在り方に関する検討会について
- (4) 都道府県健康増進計画の見直しの方向性について
- (5) その他

○平成17年8月29日

- (1) 生活習慣病健診・保健指導の在り方に関する検討会中間とりまとめ（案）について
- (2) 今後の生活習慣病対策の推進について（中間取りまとめ（案））
- (3) その他

○平成17年度9月7日

- (1) 今後の生活習慣病対策の推進について（中間とりまとめ（案））
- (2) その他

○平成17年11月8日

- (1) 医療制度構造改革試案について
- (2) 糖尿病予防のための戦略研究について
- (3) たばこ対策について
 - ① 日本たばこ産業株式会社及びフィリップ モリス ジャパン株式会社からの意見陳述
 - ② 質疑応答
- (4) その他

○平成18年1月23日

- (1) 「医療制度改革大綱」とそれを踏まえた生活習慣病対策の今後のスケジュールについて
- (2) 「標準的な健診・保健指導の在り方に関する検討委員会」の設置について
- (3) 平成18年度予算（案）及び平成18年度税制改正について
- (4) その他
 - ① 健康づくりのための運動指導者の養成及び普及定着方策について
 - ② 食育基本法（議員立法）の成立及び食育推進会議について
 - ③ 食事バランスガイドの普及状況について
 - ④ たばこ規制枠組条約締約国会議について

○平成18年3月2日

1. たばこ対策について
 - (1) 政府における主なたばこ対策について
 - (2) たばこ規制枠組条約締約国会議の報告について
 - (3) 健康日本21中間評価作業チームにおける検討状況について

(4) たばこ業界からの意見陳述について

- ① 日本たばこ産業株式会社
- ② フィリップ モリス ジャパン株式会社
- ③ ブリティッシュ・アメリカン・タバコ・ジャパン株式会社

2. その他

○平成18年6月13日

1. 平成16年国民健康・栄養調査結果の概要について
2. 標準的な健診・保健指導の在り方に関する検討会について
3. たばこ対策について
4. その他
 - (1) 医療制度改革法案の国会における審議状況について
 - (2) 食育推進基本計画について
 - (3) その他

○平成18年7月25日

1. 医療制度改革関連法の成立を踏まえた今後のスケジュールについて
2. がん対策基本法について
3. 標準的な健診・保健指導プログラム（暫定版）について
4. 「健康づくりのための運動基準2006」及び「健康づくりのための運動指針2006（エクササイズガイド2006）」について
5. 健康運動指導士制度の見直し及び健康増進施設の認定基準等の改正について
6. 健康づくりに係るスローガンについて
7. その他

○平成18年10月17日

1. 平成18年度健康増進普及月間の報告及び食生活改善普及月間の実施について
2. 第7回健康日本21全国大会の開催について
3. 健康日本21中間評価について
4. その他

○平成18年12月15日

1. 健康診査の実施等に関する指針の改正について
2. 健康日本21中間評価について
3. その他

○平成18年12月26日

1. 健康日本21中間評価について
2. その他

厚生科学審議会生活環境水道部会

1 所掌事務

建築物衛生その他生活衛生に係る生活環境に関する重要事項及び水道に関する重要事項を調査審議することを所掌事務として、平成13年1月19日に設置。

2 主な活動状況

(1) 生活環境水道部会について

平成18年8月に第5回生活環境水道部会が開催され、「クリプトスポリジウム等対策」及び「水質基準の見直し等について」等の審議が行われた。審議結果を踏まえ、施設基準への紫外線処理の追加、水道におけるクリプトスポリジウム暫定対策指針の見直しを実施するとともに、水質基準として「塩素酸」を追加すること等について、食品安全委員会に意見を求めている。

厚生科学審議会医薬品販売制度改革検討部会

1 所掌事務

医薬品のリスク等の程度に応じて適切な情報提供等がなされる実効性のある制度を構築するため、医薬品販売のあり方全般の見直しについて調査審議することを所掌事務として、平成16年4月14日に設置。

2 主な活動状況

(1) 医薬品販売制度改革検討部会

平成16年5月以降現在まで計23回開催され、平成17年12月に報告書を取りまとめた。この報告書を踏まえ、第164回国会に薬事法の一部を改正する法律案を提出した。その後、同法案は、衆参厚生労働委員会等の審議を経て成立し、平成18年6月14日に公布された。改正薬事法は、医薬品のリスク分類等の一部の規定を除き、公布日から3年以内の政令で定める日より施行することとされている。

(2) 医薬品のリスクの程度の評価と情報提供の内容等に関する専門委員会

医薬品販売制度改革検討部会での議論を踏まえ、医薬品のリスクの程度の評価と情報提供の内容等に関し、専門的見地から調査審議を行うために同部会のもとに設置。

平成16年10月以降現在までに12回開催され、一般用医薬品に関するリスク評価方法について審議し、一般用医薬品に配合される主たる成分について、製品群として85製品群、成分としてのべ485成分のリスク評価を行った。

厚生科学審議会健康危機管理部会

1 所掌事務

原因の明らかでない公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処に関すること（但し、他の分科会・部会に所掌に属するものを除く。）について調査審議することを所掌事務として、平成17年2月2日に設置。

2 主な活動状況

平成18年10月30日の第1回会議において、部会長の選出、「健康危機管理部会運営細則」等について審議。